

## <経済環境適応資金>

### パワーアップ資金【企業力強化】

融 資 対 象	以下のいずれかに該当する中小企業者 1 製造業（物品の加工、修理業を含む）又は卸売業を営む中小企業者で、輸出品の製造、加工、集荷又は製品若しくは原材料の輸入を行う者 2 中小企業新事業活動促進法第9条第1項又は第16条第1項に基づき、経営革新計画等について、主務大臣又は知事の承認を受けている中小企業者 3 新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者 4 事業転換を行う中小企業者 5 (財)あいち産業振興機構の有望ビジネス評価委員会において、有望な事業と評価を受けた中小企業者 6 労働力確保法（注）第4条第1項の規定による知事の認定を受けた中小企業者 7 ワーク・ライフ・バランスの推進を図る中小企業者又は「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けた中小企業者
融 資 限 度 額	1億5,000万円（融資対象1の場合は1,500万円）
資 金 使 途	1 輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行うために必要な運転資金 2 中小企業新事業活動促進法に基づく承認を受けた経営革新計画等の実施に必要な設備資金及び運転資金 3 ・新技術の導入及び研究開発に必要な設備資金及び運転資金 ・先端技術設備の導入に必要な設備資金（別表参照） 4 事業転換に必要な設備資金及び運転資金 5 有望ビジネス評価委員会において、有望な事業と評価を受けた事業の実施に必要な設備資金及び運転資金 6 労働力確保法の認定を受けた改善計画の実施に必要な設備資金及び運転資金 7 ・ワーク・ライフ・バランスの推進のために必要な設備資金及び運転資金 ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した取組内容の実施に必要な設備資金及び運転資金
融 資 期 間 及 び 融 資 利 率	設備 4年以上 5年以内 年1.7% 6年以上 7年以内 年1.8% 9年以上 10年以内 年1.9% 運 転 1年以内 年1.5%（融資対象1の場合） 4年以上 5年以内 年1.7% 6年以上 7年以内 年1.8%
据 置 返 済 方 法	原則として据置6か月（1年まで延長可）の分割返済 ※融資対象1に関しては、一時返済
担 保	原則として要しない。ただし、保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。
信 用 保 証	原則として、保証協会による信用保証を要する。 <融資対象1、3、4、5及び7>一般保証を利用 <融資対象2及び6>別枠保証を利用
保 証 料	<融資対象1、3、4、5及び7>年0.40%～1.83% <融資対象2及び6>年0.67%

責任共有制度	対象
推薦機関	県内商工会議所及び商工会
申込先	取扱金融機関の県内各店舗
必要添付書類	<p>&lt;融資対象1&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーアップ資金「企業力強化（貿易振興）」に係る計画書（様式第6）</li> <li>・輸出の場合：輸出向けの契約又は受注を証明する書類</li> <li>・輸入の場合：輸入向けの契約又は発注を証明する書類</li> </ul> <p>&lt;融資対象2&gt;</p> <p>承認を受けた中小企業新事業活動促進法に基づく申請書及び計画書 ⇒承認申請書の提出先：業種を所管する産業労働部各課</p> <p>&lt;融資対象3&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーアップ資金「企業力強化（新技術の導入・研究開発、先端技術設備導入）」に係る計画書（様式第7）</li> </ul> <p>【先端技術設備を導入する場合、上記計画書の他に以下の計画書が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の認定を受けた先端技術設備導入促進計画書（様式第8）</li> </ul> <p>⇒計画書の提出先：産業労働部地域産業課技術振興・調整グループ （電話 052-954-6340）</p> <p>&lt;融資対象4&gt;</p> <p>事業転換計画書（様式第9）</p> <p>&lt;融資対象5&gt;</p> <p>有望ビジネス評価委員会において、有望な事業と評価を受けたことが確認できる書類 ⇒有望ビジネス評価申込書の提出先 ：（財）あいち産業振興機構 新事業支援部新事業育成グループ （電話 052-715-3073）</p> <p>&lt;融資対象6&gt;</p> <p>知事の認定を受けた労働力確保法に基づく改善計画書 ⇒労働力確保法に基づく改善計画書の提出先：産業労働部就業促進課 若年者・地域雇用対策グループ（電話 052-954-6366）</p> <p>&lt;融資対象7&gt;</p> <p>【ワーク・ライフ・バランス関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーアップ資金「企業力強化（ワーク・ライフ・バランス）」に係る計画書（様式第10）</li> </ul> <p>【ファミリー・フレンドリー関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県の登録書</li> <li>・愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した取組内容を明記した書類</li> </ul> <p>⇒ファミリー・フレンドリー企業への登録：愛知県産業労働部労働福祉課 仕事と生活の調和・推進グループ（052-954-6360）</p>
問い合わせ先	<p>愛知県産業労働部中小企業金融課 融資グループ 052-954-6333</p> <p>愛知県信用保証協会 総合相談室 0120-454-754（信用保証について）</p>

(注) 労働力確保法： 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

別表 先端技術設備

区分	設備名
次世代自動車関連	各種電池試作・評価装置（燃料電池、リチウム電池、その他バッテリー）、モーター評価装置（永久磁石同期モーターなど）、材料・部品強度評価装置、精密測定設備（ナノ粗さ測定装置、三次元測定装置、真円度測定装置など）、3次元CADシステム、ナノ粒子製造装置、バイオ燃料評価装置、バイオプラスチック加工製造装置、木質プラスチック加工製造装置、CFRP等製造加工装置、軸力測定装置、アルミニウム合金鋳造装置、軽金属熱処理装置、マグネシウム合金鋳造装置、特殊鋼製造加工装置、金属材料試験装置、粉体製造装置、粉体分級装置、ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料等の製造加工装置、燃焼試験機、耐候試験機、物性試験機、染色加工機、紡糸機
航空宇宙関連	ファインセラミックス製造加工装置、アルミニウム合金製造装置、CFRP製造加工装置、ハニカム材製造加工装置、特殊鋼製造加工装置、部材接合・評価装置、5軸加工機、精密測定設備（ナノ粗さ測定装置、三次元測定装置、真円度測定装置など）、3次元CADシステム、空洞実験装置、ITS技術（飛行システム技術など）、航空機内装材製造加工装置、精密形状測定装置、大気圧プラズマ関連新素材製造評価装置、金属材料試験装置、ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料等の製造加工装置、燃焼試験機、耐候試験機、物性試験機、染色加工機、紡糸機
高度先端医療・再生医療関連	ファインセラミックス、有機系・無機系複合材料、生体適合性材料、特殊鋼等の製造加工装置、タンパク質精製装置
健康サービスシステム関連	培養装置
食品検査システム関連	DNA解析装置、DNAチップ製造装置、アレルゲン測定装置、核磁気共鳴吸収装置、ガスクロマト関連装置（ガスクロマトグラフ、ガスクロマト質量分析計）、液体クロマト関連装置（液体クロマトグラフ、液体クロマト質量分析計）、超臨界流体クロマト装置、異物検査システム、味覚センサー、においセンサー、微生物迅速検査関連装置
機能性食品関連	タンパク質精製装置、マイクロアレイ分析装置、抗体チップ製造装置、発酵装置、高性能食品包装機器、高性能食品加工機器、空気無菌化装置（クリーンルーム、クリーンベンチ等）
ナノテクノロジー関連	粉体製造装置、粉体分級装置、紡糸機、表面処理・薄膜形成装置、微粒子加工機
その他	上記のほか、知事が先端技術設備として認めるもの

1. 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認申請について  
 経営革新計画の内容、申請様式等は地域産業課のホームページ（<http://www.pref.aichi.jp/chiikisangyo/>）に掲載しております。

  - ※ 中小企業新事業活動促進法：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
  - ※ 中小企業新事業活動促進法に関する相談先：産業労働部地域産業課 繊維産業振興グループ（電話 052-954-6344）
2. 「事業転換」の要件（次の(1)～(3)に該当していること）

  - (1) 現在の事業を1/3以上廃止し、転換後の事業が主力となる計画であること。
  - (2) 通常同一の業種とみられる業種に属する事業に転換する場合は、生産の加工度の向上及び付加価値の増加等により著しく高級であり、かつ、原材料、生産加工技術、用途、販路又は機能等を異にするものであること。
  - (3) 事業の転換が5年以内で完了すること。
3. 有望ビジネス評価委員会の有望評価の基準  
 経営者の事業意欲、経営能力、技術の新規性、商品化の可能性、事業の発展性、採算性など、資金面、経営面及び技術面から総合的に審査して、事業成立の可能性が大きいと評価されること。
4. 「ワーク・ライフ・バランスの推進のために必要な設備資金及び運転資金」とは以下のものをいう。

  - (1) 従業員の養育する子を対象として、事業所内又は近隣に保育施設を設置（改築・改修・補修を含む）及び運営する場合の設備資金及び運転資金
  - (2) 従業員が、自社の就業規則等で規定する育児休業、介護休暇、短時間勤務を利用することに伴い、必要となる運転資金
  - (3) 従業員に対して、ワーク・ライフ・バランスの周知・理解を促進するためのパンフレット作成費、研修費用

様式第 6

パワーアップ資金「企業力強化（貿易振興）」に係る計画書

平成 年 月 日

(金融機関名・店舗名)

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

㊞

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金「企業力強化（貿易振興）」）融資制度による融資を受けたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 貿易振興計画（輸出の場合）

品名及び数量	
輸出先国	
輸出金額	
船積の時期	
信用状の有無	
輸出品の発注先 (申込者が商社の場合)	
その他	

※ 輸出向けの契約又は受注を証明する書類を添付すること。

2 貿易振興計画（輸入の場合）

品名及び数量	
輸入先国	
輸入金額	
輸入手形の到着日	
ユーザンス手形の場合は その期日	
輸入品の発注先 (申込者が商社の場合)	
その他	

※ 輸入向けの契約又は発注を証明する書類を添付すること。

様式第 7

パワーアップ資金「企業力強化（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）」に係る計画書

平成 年 月 日

(金融機関名・店舗名)

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金「企業力強化（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）」）融資制度による融資を受けたいので、次のとおり計画書を提出します。

記

1 本制度の借入による資金使途（該当するものの左欄に○印を記入（複数記入可））

資金使途		必要添付書類
	新技術の導入	別紙 新技術導入・研究開発計画の内容
	研究開発	
	先端技術設備の導入	(別表 1 に掲げる設備の場合) 下記 2 に先端技術設備を記入すること
		(別表 1 に掲げる設備の以外の場合) 様式第 8 先端技術設備導入促進計画書（事前に 県の認定が必要）

(注)設備導入する場合には、当該設備の見積書、パンフレット、図面等を添付のこと。

2 先端技術設備の内容（別表 1 に掲げる設備の場合に記入）

導入する設備	
設備計画の目的・内容 (別紙でも可)	

## 新技術導入・研究開発計画の内容

## 1 現在の事業の概要

業種 ( )  
内容

--

## 2 新技術導入・研究開発事業の題目

--

## 3 新技術導入・研究開発事業の目的及び内容

--

## 4 事業実施の効果

--

## 5 資金計画

(千円)

	自己資金	本制度借入金	その他 ( )	計
設備資金				
運転資金				
計				

先端技術設備導入促進計画書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

⑩

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金「企業力強化（新技術導入・研究開発、先端技術設備導入）」）融資制度による融資を受けて先端技術設備導入をしたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 先端技術設備の概要

2 設備導入の目的、内容

3 新設備導入による見込効果

4 融資対象経費の内容

設備名	形式・構造・性能又は寸法	数量	単価（円）	価格（円）
計				

(注) この認定書の有効期間は、認定の日から1年間です。

上記計画が要綱の趣旨に合致していることを認定します。  
なお、本認定が融資の実行を保証するものではありません。

第 号

平成 年 月 日

愛知県知事

印

事業転換計画書

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金「企業力強化（事業転換）」）融資制度による融資を受けて事業を転換したいので、下記のとおり転換計画を提出します。

記

1 転換前

- (1) 業種 (主要品目) \_\_\_\_\_  
 (2) 設立年月日 ( 年 月 日)  
 (3) 資本金 千円  
 (4) 従業員数 名  
 (5) 売上額等の推移 (千円)

	当 期	1 期前	2 期前
売上額			
生産又は販売設備の状況			

2 転換後

- (1) 業種 (主要品目) \_\_\_\_\_  
 (2) 転換（予定）年月日 ( 年 月 日)  
 (3) 資本金 千円  
 (4) 従業員数 名  
 (5) 売上額等の推移 (千円)

	転換直後期	2 期後	3 期後	4 期後	5 期後
売上額					
生産又は販売設備の状況					

3 事業資金調達の内容

(千円)

総 資 金 額		内自己資金		本制度借入金		その他借入金等	
設 備							
運 転							
計							
今回投資 する設備 の 内 容	設 備 名	金 額		設 備 名	金 額		

4 本制度借入予定日

設備資金 平成 年 月 日

運転資金 平成 年 月 日

5 事業転換する理由および転換後の収益等の見込

事業転換計画書記載要領

- ・ 「業種」は、日本標準産業分類4ケタによること。
- ・ 「売上額」は、1年を単位とし、事業転換前直近の決算により「当期」を、以降順次記載するものとし、「事業転換直後期」は事業転換直後1年間の見込みを、「2期後」以降は転換直後に引続く1年間の見込を記載すること。
- ・ 「生産または販売設備の状況」は、現有の土地(=面積)、主要機械の名称、販売施設の規模等についてそれぞれ転換前と転換後を対比して記載すること。
- ・ 「事業転換する理由および転換後の収益等の見込」は、転換前事業の属する業種の動向、自己企業のおかれた立場、事業を継続した場合の先行き見込み及び転換後の収益性、発展性等を記述すること。

様式第10

パワーアップ資金「企業力強化  
(ワーク・ライフ・バランス)」に係る計画書

平成 年 月 日

(金融機関名・店舗名)

様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

愛知県経済環境適応資金(パワーアップ資金「企業力強化(ワーク・ライフ・バランス)」)融資制度による融資を受けてワーク・ライフ・バランスの推進を図りたいので、下記のとおり計画書を提出します。

記

1 本制度の借入による資金使途(該当するものの左欄に○印を記入(複数記入可))

資金使途	
	事業内又は近隣に保育施設を設置(改築・改修を含む)、運営
	従業員が、自社の就業規則等で規定する育児休業、介護休業、短時間勤務を利用することに伴い、必要となる運転資金
	従業員に対するワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のために必要となる費用 具体的内容( )

2 ワーク・ライフ・バランスの推進内容(別紙でも可)

--

3 資金計画

(千円)

	自己資金	本制度借入金	その他( )	計
設備資金				
運転資金				
計				

(注) 設備資金を借入する場合には、当該設備の見積書、パンフレット、図面等を添付すること。